

平成25年7月25日

## 特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

今回、諮問を行ったのは別紙の6件の案件で、今後、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会において、審査手続きが開始されることとなります。

なお、これらの情報の公表については、申請者の了解を得ています。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 松原、鉄橋  
TEL : 03-3507-9222 (直通)  
FAX : 03-3507-9292

	申請者	関与成分	食品形態	申請された保健の用途
1	株式会社東洋新薬	葛の花エキス(テクトリゲニン類として)	粉末飲料	体脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
2	サッポロビール株式会社	難消化性デキストリン(食物繊維として)	清涼飲料水	食後の血糖値が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
3	花王株式会社	茶カテキン	清涼飲料水	体脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
4	株式会社ロッテ	植物性ステロール	チョコレート	コレステロールが気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
5	株式会社ロッテ	カルシウム	チョコレート	骨粗鬆症になるリスクを低減する旨を特定の保健の用途とする食品
6	株式会社 伊藤園	モノグルコシルヘスペリジン	清涼飲料水	中性脂肪が高めの方や、脂肪の多い食事を摂りがちな方に適する旨を特定の保健の用途とする食品